

○大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付要綱

(平成 30 年 5 月 1 日告示第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大熊町内で除染された田、畑及び山林(以下、「農林地等」という。)への鳥獣による被害を防止するために、電気柵、ネット柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵等及びその他付随する器具(以下、「資材等」という。)を購入し設置した者に対し、予算の範囲内において購入費用の一部を補助することについて、本要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、次の各号に掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に農林地等を所有し、鳥獣による農林地等への被害を防止するため、資材等を購入し設置した者。
- (2) 町内農林地等の固定資産税を納付している者で、鳥獣による農林地等への被害を防止するため、資材等を購入し設置した者。
- (3) その他、町長が特に必要と認める者。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、鳥獣による農林地等への被害を防止するため、町内の農林地等に設置した資材等の購入に要した経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 資材等の補助金は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、当該年度内において 6 万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助回数は、当該年度内において 1 回を限度とする。

(補助金交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助対象者」という。)は、資材等を購入し、設置した日の属する年度の 3 月 31 日までに、大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 資材等を購入した領収書の写し
- (2) 資材等の設置箇所の位置図
- (3) 資材等の設置後の写真
- (4) 町税に未納がないことの証明書
- (5) その他、町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる補助対象者に対し補助金の交付を決定するものとし、大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、町長から前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付請求書(様式第3号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助対象者が虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金の全額又は一部について返還を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金返還命令書(様式第4号)によるものとし、前項と同時に行わなければならない。

(他の交付金規則との関係)

第9条 大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金の交付に関する手続は、専らこの要綱により行うものとし、他の交付金規則等の規定には適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

大熊町鳥獣被害防止資材等購入費補助金返還命令書

[別紙参照]